

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 23 日

社会福祉法人訓子府福祉会
理事長 水 落 肇 様

監事 若賀 英 敏 

監事 佃野 由美子 

私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

令和 7 年 1 月 28 日

社会福祉法人訓子府福祉会
理事長 水 落 肇 様

監事 芳賀 英 敏 
監事 佃 野 内 美 子 

監事は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの令和 6 年度第 3 四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該期間に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該期間に係る計算関係書類について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

令和 6 年 10 月 24 日

社会福祉法人訓子府福祉会
理事長 水 落 肇 様

監事 芳賀 英敏



監事 但野 由美子



監事は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの令和 6 年度第 2 四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該期間に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該期間に係る計算関係書類について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監 査 報 告 書

令和 6 年 7 月 25 日

社会福祉法人訓子府福祉会
理事長 水 落 肇 様

監事

芳賀 英敏 

監事

但野 由美子 

監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの令和 6 年度第 1 四半期の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該期間に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該期間に係る計算関係書類について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類の監査結果

計算関係書類については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。